

東近江市きぬがさ町城東地区、中洲地区、中央地区の
浸水警戒区域の指定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第13条第1項の規定に基づき、浸水警戒区域の指定を行おうと考えるので、同条例第13条5項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和2年7月27日

滋賀県流域治推進審議会会長

議第1号

東近江市きぬがさ町城東地区、中洲地区、中央地区の 浸水警戒区域の指定について

1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域
2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位
3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書
4. 東近江市長の意見

【説明資料】

- ① 東近江市きぬがさ町城東地区、中洲地区、中央地区での取組状況について
- ② 東近江市きぬがさ地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画 概要版
- ③ 水害に強い地域づくりおよび浸水警戒区域に関する概要説明
- ④ 東近江市きぬがさ地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画～城東地区～
- ⑤ 東近江市きぬがさ地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画～中洲地区～
- ⑥ 東近江市きぬがさ地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画～中央地区～



3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

(縦覧期間：令和2年2月13日～2月26日)

意見なし

4. 東近江市長の意見

(回答：令和2年3月11日付け 東管理第2958号)

【意見】

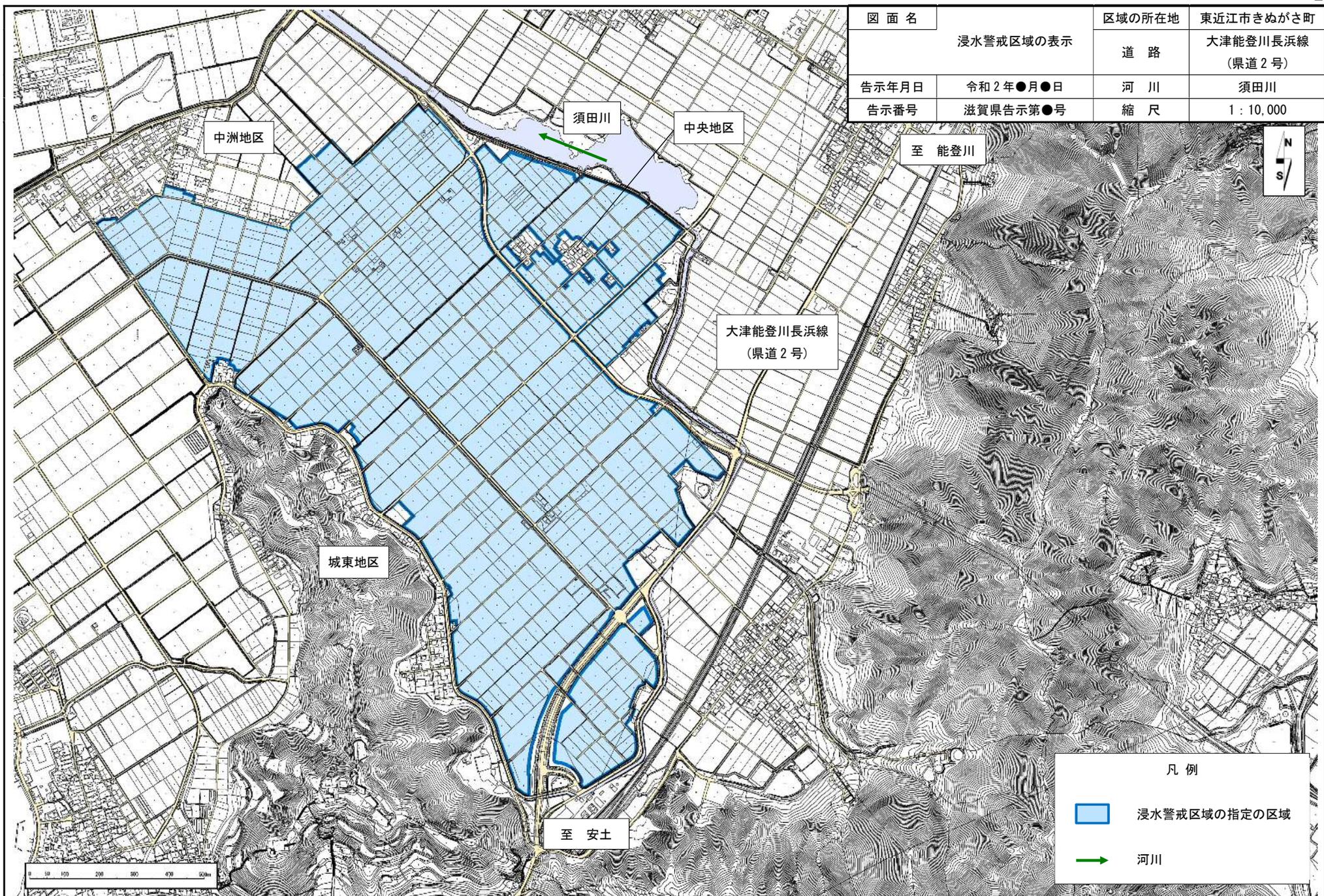
市としては、地元の意向を踏まえ、意見は特にありません。

【地元要望】

干拓地として生活してきた経緯を踏まえ、県には今後の避難体制計画の充実についてもフォローアップをお願いしたい。

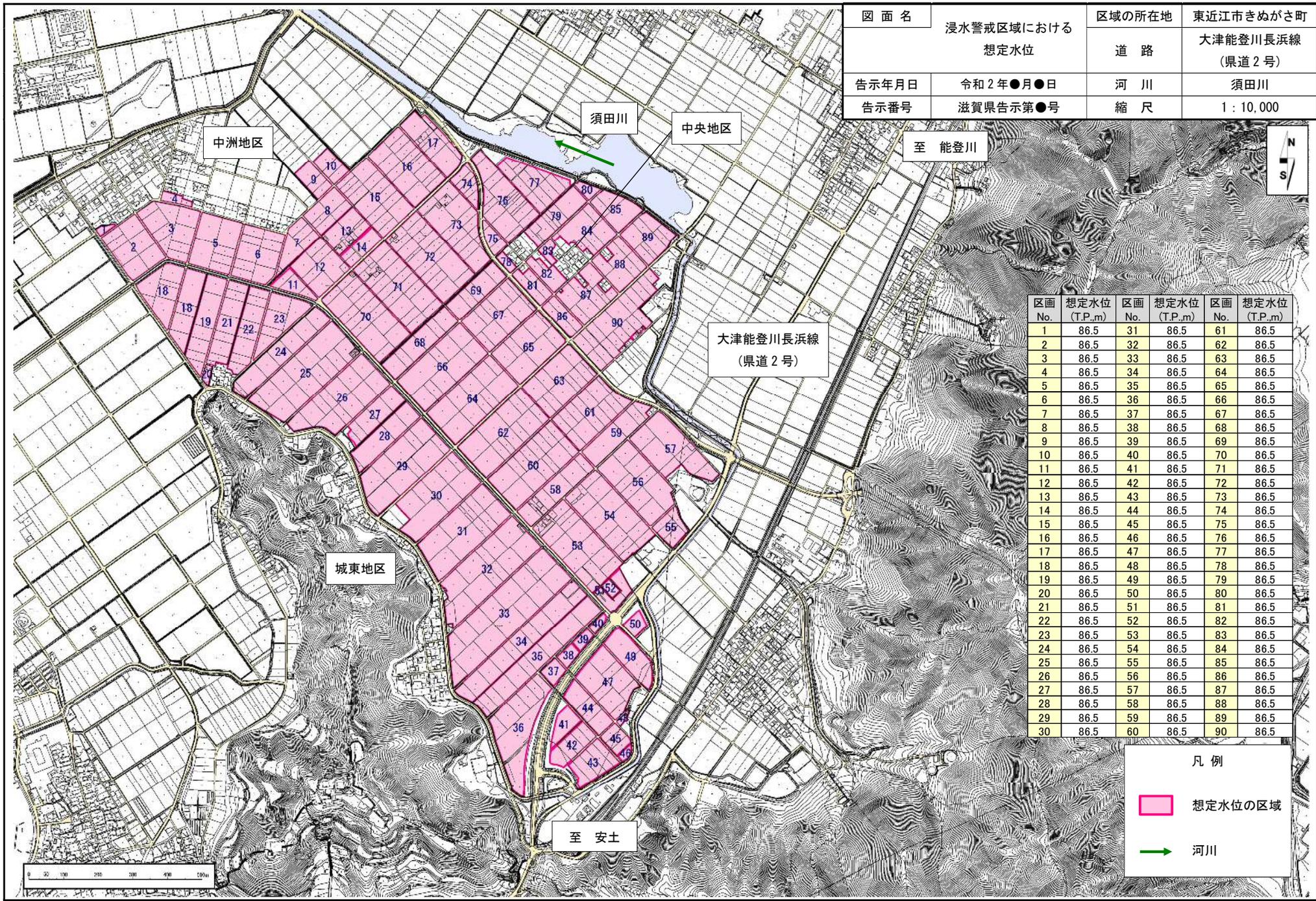
【市からの要望】

○指定後でも、避難対策について、市の防災部局と調整しながら「そなえる」対策を図られたい。



図面名	浸水警戒区域の表示	区域の所在地	東近江市きぬがさ町
告示年月日	令和2年●月●日	道路	大津能登川長浜線 (県道2号)
告示番号	滋賀県告示第●号	河川	須田川
		縮尺	1 : 10,000

※背景図は、東近江市都市計画図(白図)を使用している。



図面名	浸水警戒区域における 想定水位	区域の所在地	東近江市きぬがさ町 大津能登川長浜線 (県道2号)
告示年月日	令和2年●月●日	河川	須田川
告示番号	滋賀県告示第●号	縮尺	1 : 10,000

区画 No.	想定水位 (T.P.,m)	区画 No.	想定水位 (T.P.,m)	区画 No.	想定水位 (T.P.,m)
1	86.5	31	86.5	61	86.5
2	86.5	32	86.5	62	86.5
3	86.5	33	86.5	63	86.5
4	86.5	34	86.5	64	86.5
5	86.5	35	86.5	65	86.5
6	86.5	36	86.5	66	86.5
7	86.5	37	86.5	67	86.5
8	86.5	38	86.5	68	86.5
9	86.5	39	86.5	69	86.5
10	86.5	40	86.5	70	86.5
11	86.5	41	86.5	71	86.5
12	86.5	42	86.5	72	86.5
13	86.5	43	86.5	73	86.5
14	86.5	44	86.5	74	86.5
15	86.5	45	86.5	75	86.5
16	86.5	46	86.5	76	86.5
17	86.5	47	86.5	77	86.5
18	86.5	48	86.5	78	86.5
19	86.5	49	86.5	79	86.5
20	86.5	50	86.5	80	86.5
21	86.5	51	86.5	81	86.5
22	86.5	52	86.5	82	86.5
23	86.5	53	86.5	83	86.5
24	86.5	54	86.5	84	86.5
25	86.5	55	86.5	85	86.5
26	86.5	56	86.5	86	86.5
27	86.5	57	86.5	87	86.5
28	86.5	58	86.5	88	86.5
29	86.5	59	86.5	89	86.5
30	86.5	60	86.5	90	86.5

凡例

想定水位の区域

河川

※背景図は、東近江市都市計画図(白図)を使用している。

東近江市きぬがさ町 水害・土砂災害に強い地域づくりに係るこれまでの取組

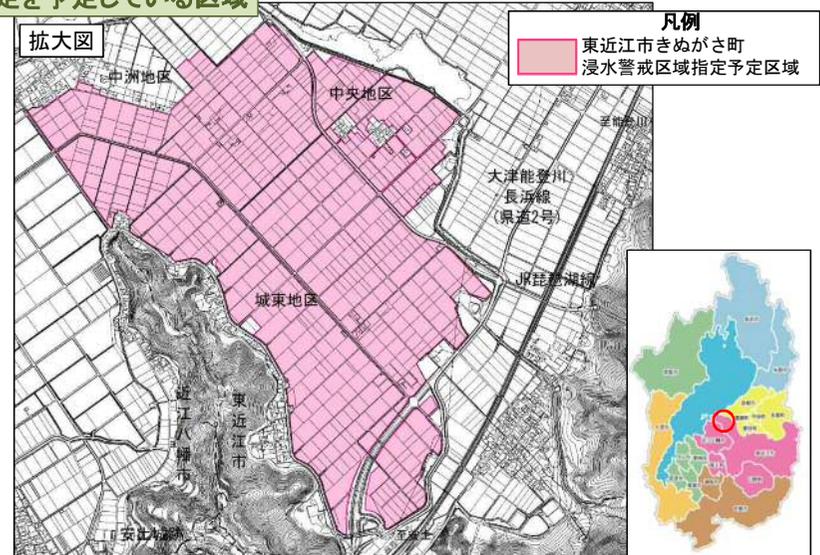
地区	取組開始年	取り組み状況
きぬがさ城東地区	平成26年度	H26.05.31 出前講座
		H27.12.06 図上訓練（水害）
		H28.07.18 図上訓練（水害＋土砂災害）
		H28.11.13 避難訓練・まちあるき（西側エリア）
		H29.07.02 図上訓練（タイムライン作成）
		H29.11.05 避難訓練・まちあるき（東側エリア）
		H30.05.26 役員WG（要配慮者支援）
		H30.10.21 避難訓練
		H30.11.25 水害出前講座（タイムライン説明）
		H31.02.23 役員説明（浸水警戒区域案）
		R01.05.28 役員WG 第1回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）
		R01.06.22 浸水警戒区域(案) 住民説明会
		R01.06.25 役員WG 第2回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）
		R01.07.30 役員WG 第3回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）
R01.09.24 役員WG 第4回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）		
R01.10.27 避難訓練、水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案) 住民説明会		
きぬがさ中洲地区	平成28年度	H28.11.06 出前講座
		H29.07.17 図上訓練（水害）
		H29.10.29 図上訓練（タイムライン作成）
		H29.12.15 水害履歴調査
		H30.05.09 役員・民生委員協議
		H30.07.20 役員WG 第1回（タイムライン・要配慮者支援）
		H30.09.08 役員WG 第2回（タイムライン・要配慮者支援）
		H30.11.11 住民WG 第3回（タイムライン・要配慮者支援）
		H31.03.14 役員説明（浸水警戒区域案）
		R01.06.01 浸水警戒区域(案) 住民説明会
		R01.07.06 役員WG 第1回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）
R01.08.24 役員WG 第2回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）		
R01.10.19 水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案) 住民説明会		
R01.11.23 役員WG 第3回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）		
きぬがさ中央地区	平成28年度	H29.01.14 出前講座
		H29.07.01 図上訓練（水害）
		H29.12.02 図上訓練 第1回（タイムライン作成）
		H30.06.30 図上訓練 第2回（タイムライン作成）
		H31.03.24 新旧自治会長説明（浸水警戒区域案）
		R01.06.08 浸水警戒区域(案) 住民説明会
		R01.07.30 役員WG 第1回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）
		R01.09.12 役員WG 第2回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）
		R01.10.05 図上訓練、水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案) 住民説明会
		R01.11.13 役員WG 第3回（水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)）



浸水警戒区域指定に係わる経緯

～平成29年度	
	■浸水警戒区域素案の作成、■想定水位の設定
平成30年度	
H31.02.23城東、H31.03.14中洲、H31.03.24中央	■浸水警戒区域の役員説明会
令和元年度	
R01.06.01中洲、R01.06.08中央、R01.06.22城東	■浸水警戒区域の説明会
R01.10.05中央、R01.10.19中洲、R01.10.27城東	■水害・土砂災害に強い地域づくり計画（案）の住民説明会
R01.12.14～12.16、12.20～12.22（計6日間） 東近江市能登川コミュニティセンター	■「浸水警戒区域の指定」に関する個別説明会（オープンハウス）
R02.01.30	■東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会
R02.02.13～02.26	■浸水警戒区域指定（案）の縦覧
R02.02.27～03.11	■市長への意見照会
R02.07.27	■滋賀県流域治水推進審議会（3.12開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響により延期）
【今後の予定】	
R02.08	■浸水警戒区域指定の告示

今回指定を予定している区域



第1章 この計画の範囲

本計画は、東近江市きぬがさ町3地区(城東・中洲・中央)全体を対象とします。

- ◆ きぬがさ3地区の中での水害・土砂災害リスク
 - ・ 2階まで浸水が達したり、水の流れて建物が流れたり、土砂災害の恐れのある範囲を「**水平避難優先ゾーン**」とします。
 - ・ また、浸水深がおおよそ3m以上となり、まちづくり・いえづくりに特に注意が必要な範囲を『**滋賀県流域治水の推進に関する条例**』に基づく「**浸水警戒区域**」とします。



水害に強い地域づくり計画の範囲	きぬがさ地区全体	□
避難において、特に水平避難が必要な範囲	水平避難優先ゾーン	□ □ □
まちづくりに際して、特に注意が必要な範囲	浸水警戒区域	□

※水平避難優先ゾーンの範囲：浸水警戒区域浸水深3.0m以上、流体力2.5m³/s²以上、土砂災害警戒区域

第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の必要性

土地利用・地形

- ◆ きぬがさ地区は大部分が田畑に利用されています。また、居住地は城東地区、中洲地区および中央地区の3地区に分かれています。
- ◆ 避難所は「能登川支所やわらぎホール」「能登川西小学校」「ちどり幼稚園」があります。
- ◆ 県道、須田川、安土山に囲まれた地区の水田は一樣に地盤が低くなっています。



背景図出典：Google、ZENRIN

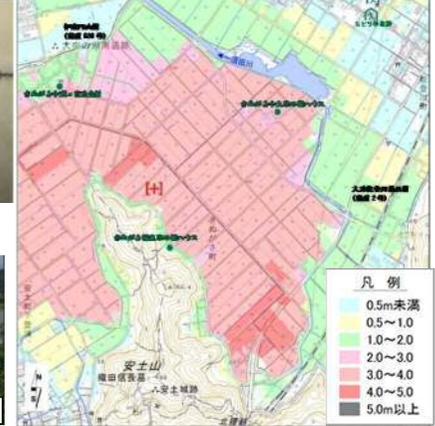
水害リスク

- ◆ 昭和28年9月の台風13号により、西の湖(きぬがさ地区から西部に位置)の堤防の一部が決壊し浸水被害が生じました。
- ◆ 平成25年9月の台風18号により、水田の広い範囲で浸水被害が生じました。
- ◆ 滋賀県の「地先の安全度マップ」では、200年に1回の頻度で発生する大雨では、2m以上浸水する範囲があります。

昭和28年台風13号 西の湖破堤



地先の安全度マップ 最大浸水深図(1/200)



平成25年台風18号 浸水被害



大津能登川長浜線(県道2号)冠水

水田浸水

土砂災害リスク

- ◆ 城東地区の安土山の山際斜面が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されています。

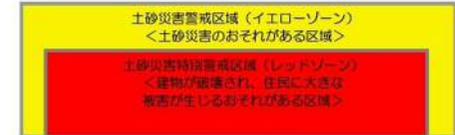


土砂災害防止法に基づく区域指定

○こんな場所が対象になります。



○調査の結果により、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定します。



計画策定の必要性

- ◆ 近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生。
- ◆ きぬがさ地区では大雨時に家屋水没や、床上・床下浸水の危険がある住宅が多数。
- ◆ 行政では河川事業などハード面の整備を進めてるが、整備に長期間を要し、さらに、今後計画を超過する災害が発生する可能性もある。

東近江市きぬがさ地区
水害・土砂災害に強い
地域づくり計画

そなえる対策

いつ起こるか分からない水害・土砂災害に避難やすけあいの仕組みで「そなえる」対策

とどめる対策

10年後・20年後にきぬがさ地区を水害・土砂災害に強い地域にするまちづくり・住まいづくりを考え、被害を最小限に「とどめる」対策

第3章 そなえる対策(避難の考え方)

情報(判断の目安)の入手方法 避難開始を判断する際に必要な情報は、以下より入手できます。

項目	必要な情報	情報収集方法
自主防災本部の立ち上げ	大雨警報(土砂災害)	しらがメール・LINE(気象情報) 滋賀県土防防災情報システム
	大雨・洪水警報	しらがメール・LINE(気象情報) 滋賀県土防防災情報システム
須田川の水位	右岸現況堤防浸水開始水位 B.S.L.+0.22m	実験用水位計アラーム通知
西の湖の水位	B.S.L.+0.80m	滋賀県土防防災情報システム
	土砂災害警戒情報	しらがメール・LINE(土砂災害)
土砂災害情報	きぬがさ地区 土砂災害降雨危険度「紫」	滋賀県土防防災情報システム
	警戒レベル3 高齢者らは避難	避難準備
警戒レベル4 全員避難	高齢者等避難開始	しらがメール・LINE(気象情報)
	避難勧告	しらがメール・LINE(気象情報)
	避難指示(緊急)	防災情報告知放送システム



須田川実験用水位計 (出水期までに設置予定)

避難開始のタイミング

次のいずれかのタイミングで、やわらぎホールもしくは能登川西小学校へ避難を開始します。

- 須田川の水位がB.S.L.+0.229m(現況堤防高(最低値)B.S.L.+0.929mからリードタイム150分を考慮)まで上昇した時
- 幹線排水路から溢れた時
- 西の湖(下豊浦水位観測所)の水位がB.S.L.+0.8m(琵琶湖避難判断水位)まで上昇
- 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「紫」になった時
- 土砂災害警戒情報が発表された時
- 避難勧告が発令された時
- 裏山の斜面に崖崩れの予兆が見られる時
- 土地改良区のポンプが停止した時

逃げ遅れた場合の対応

避難が遅れ、立退き避難が困難な場合は、次の通り避難します。

- 次のいずれかのタイミングで、立ち退き避難が困難な場合
- 須田川の水位が右岸の現況堤防高(最低値) B.S.L.+0.929mまで上昇した時
 - 避難経路が冠水や土砂崩れなどにより通れない時。
- 次の通り、垂直避難をするよう伝達します。
- ✓ 自宅2階等の少しでも高い所へ避難
 - ✓ 平屋の場合は、近所の2階等少しでも高い場所へ避難

地区別避難計画

- 以下の項目をまとめ、『地区別避難計画』として地区毎に整理。
- ◆ 当該地区で想定される水害や土砂災害の特徴
 - ◆ 水害・土砂災害を想定した避難行動のタイムライン
 - ◆ 避難場所～防災マップ
 - ◆ 避難場所～逃げ遅れマップ
 - ◆ 要避難支援者～お助けマップ
 - ◆ 自主防災本部の役割分担
 - ◆ 区の避難行動時の連絡系統
 - ◆ 関係機関連絡先

きぬがさ中洲地区の例

第4章 とどめる対策(安全な住まい方)

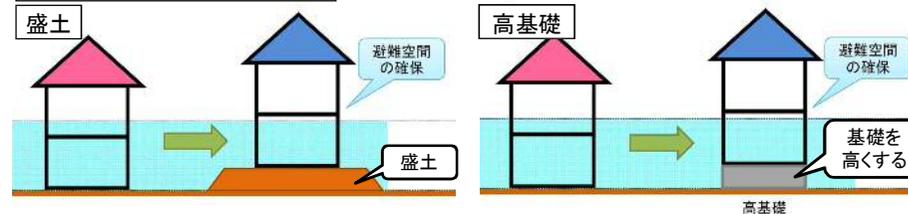
まちを守る農地を守りましょう

- ◆ 降雨時の雨水貯留浸透機能を維持できるような農地を保全しましょう。

リスクに応じた住まい方

- ◆ 家の新築・増改築時には、「地先の安全度マップ(200年に1度の雨)」を参考に2階床面の高さを想定水位より高くし、避難空間を作りましょう。

安全な避難空間の確保方法例



浸水警戒区域制度の活用

- ◆ 「地先の安全度マップ」で200年に1度の雨により想定される浸水深が3m以上となる範囲を「浸水警戒区域」として指定する予定です。
- ◆ 浸水警戒区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、「滋賀県流域治水に関する条例」に基づき、避難空間のある安全な家であることの確認を受け、建築の許可を得る必要があります。

水害に強い地域づくりおよび浸水警戒区域に関する概要説明

- ①水害に強い地域づくりの取組地区（重点地区）の考え方
- ②水害に強い地域づくりの取組フロー
- ③流域治水条例に係る浸水警戒区域の規定
- ④浸水警戒区域の範囲の設定方法の考え方
- ⑤想定浸水位の設定手順

水害に強い地域づくりの取組地区(重点地区)の考え方

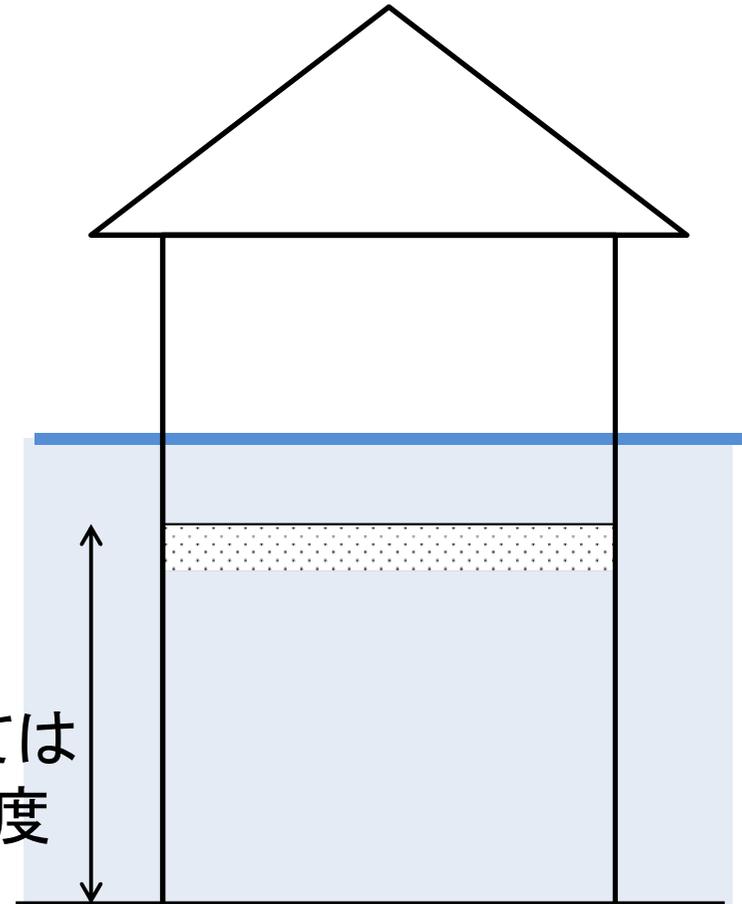
2

200年確率降雨時に
3m以上浸水
するところに
家屋があると

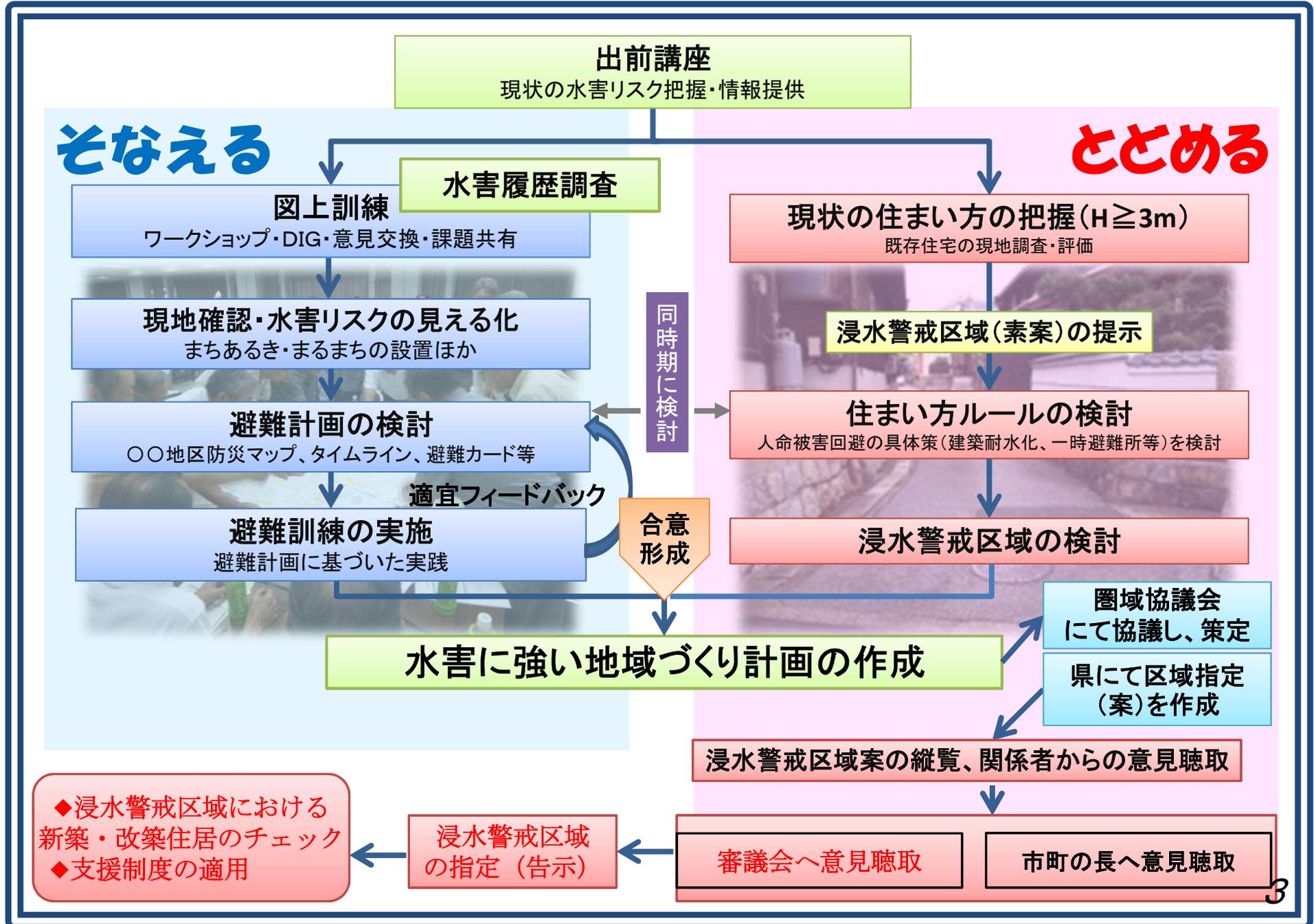
- 平屋は水没する。
- 2階の床面が浸水する
- 木造家屋は浮き上がる可能性がある

重点的に水害に対する
取組みを行う区域
= **重点地区**

通常
2階建ては
3m程度



水害に強い地域づくりの取組フロー



流域治水条例に係る浸水警戒区域の規定 ⁴

～滋賀県流域治水の推進に関する条例の抜粋～

第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位（前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長および滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴かななければならない。

6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならない。

7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。

9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。

～浸水警戒区域の範囲の設定方法の考え方～

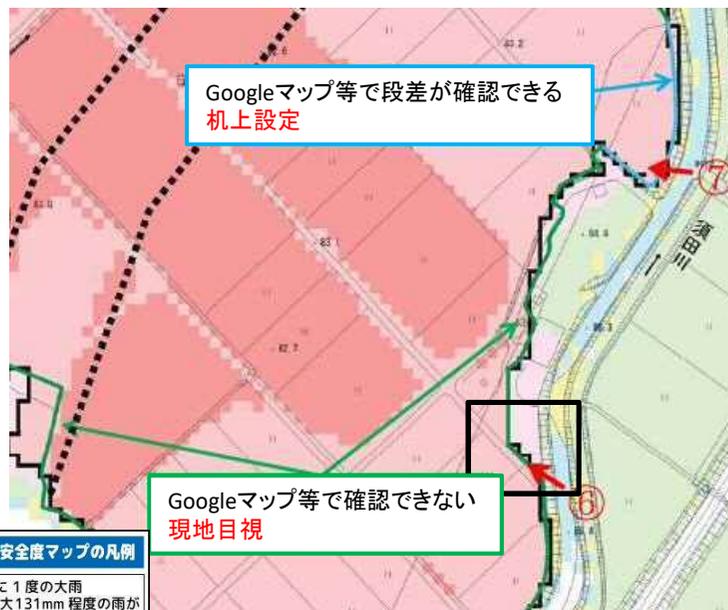
区域境界線の決定方法

- ◎「段差」(道路、水路、擁壁、ブロック、畦畔等)で境界線を決める。
- ◎上記の方法で決められない場合は、目視、現地測量を行い、用途や地形地物、土地境界等を参考に作成
- ◎地元にて提示の上、区域(案)を決定。

～浸水警戒区域の範囲の設定方法の具体例～

家屋水没発生図＋ライン

地先の安全度マップ(家屋水没発生図)により区域境界線を引く。



地先の安全度マップの凡例

200年に1度の大雨
(時間最大131mm程度の雨が
降った場合)

2階床上 浸水	5.0m
	4.0m
	3.0m
1階床上 浸水	2.0m
	1.0m
1階床下浸水	0.5m未満

- ・黒実線に囲まれている部分が浸水深3m以上の浸水が予測されている区域
- ・水色で着色された線が机上設定箇所 (Googleマップ等で段差を確認)
- ・緑色で着色された線が現地目視箇所 (Googleマップ等で段差を確認できない)

現地測量等

現地調査を実施し、区域境界の段差を確認し、区域境界線を決める。



区域境界設定の理由
明確な段差が確認できるため、段差を境界とし、写真の手前の標高が低い方を区域内、奥の高い方を区域外とする。

～想定水位の設定手順～

想定水位：建築物の建築制限の基準

- ◎地先の安全度マップによるメッシュ毎の浸水位データを用いて、10cm単位の等水位線を作成。
- ◎現地踏査結果等を踏まえて、段差(道路、水路、擁壁、ブロック、畦畔等)を参考にして想定水位を設定する大まかな区画割を作成。
- ◎区画割と等水位線を重ね合わせて、区画割を細分化し、想定水位を設定する。

メッシュ浸水位データから等水位線の作成

地先の安全度マップのメッシュ毎の浸水位データを用いて10cmピッチの等水位線を作成する。

0～0.1	2.2～2.3	4.4～4.5
0.1～0.2	2.3～2.4	4.5～4.6
0.2～0.3	2.4～2.5	4.6～4.7
0.3～0.4	2.5～2.6	4.8～4.9
0.4～0.5	2.6～2.7	4.9～5.0
0.5～0.6	2.7～2.8	>= 5
0.6～0.7	2.8～2.9	
0.7～0.8	2.9～3	
0.8～0.9	3～3.1	
0.9～1	3.1～3.2	
1～1.1	3.2～3.3	
1.1～1.2	3.3～3.4	
1.2～1.3	3.4～3.5	
1.3～1.4	3.5～3.6	
1.4～1.5	3.6～3.7	
1.5～1.6	3.7～3.8	
1.6～1.7	3.8～3.9	
1.7～1.8	3.9～4	
1.8～1.9	4～4.1	
1.9～2	4.1～4.2	
2～2.1	4.2～4.3	
2.1～2.2	4.3～4.4	

区画割の作成と想定水位の設定

大まかな区画と等水位線を確認し、区画の細分化を検討し、区画ごとの想定水位を設定する。

区画 No.	想定水位 (T.P.m)	区画 No.	想定水位 (T.P.m)	区画 No.	想定水位 (T.P.m)
1	86.5	31	86.5	61	86.5
2	86.5	32	86.5	62	86.5
3	86.5	33	86.5	63	86.5
4	86.5	34	86.5	64	86.5
5	86.5	35	86.5	65	86.5
6	86.5	36	86.5	66	86.5
7	86.5	37	86.5	67	86.5
8	86.5	38	86.5	68	86.5
9	86.5	39	86.5	69	86.5
10	86.5	40	86.5	70	86.5
11	86.5	41	86.5	71	86.5
12	86.5	42	86.5	72	86.5
13	86.5	43	86.5	73	86.5
14	86.5	44	86.5	74	86.5
15	86.5	45	86.5	75	86.5
16	86.5	46	86.5	76	86.5
17	86.5	47	86.5	77	86.5
18	86.5	48	86.5	78	86.5
19	86.5	49	86.5	79	86.5
20	86.5	50	86.5	80	86.5
21	86.5	51	86.5	81	86.5
22	86.5	52	86.5	82	86.5
23	86.5	53	86.5	83	86.5
24	86.5	54	86.5	84	86.5
25	86.5	55	86.5	85	86.5
26	86.5	56	86.5	86	86.5
27	86.5	57	86.5	87	86.5
28	86.5	58	86.5	88	86.5
29	86.5	59	86.5	89	86.5
30	86.5	60	86.5	90	86.5